

欠 格 事 由

主たる欠格事由 (※1)	法第5条第1項		第11号	第12号	第13号
	申請者 法人	個人	法定 代理人 (※2)	役員 (※3)	政令 使用人 (※4)
1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	×	×	×	×	×
2 次表の中欄に掲げる者にあつては、当該右欄に掲げる日から5年を経過しないもの					
○ 不正な手段により免許を取得したとき ○ 業務停止処分事由に該当し情状が特に重いと ○ 業務停止処分違反したとき	(1) 左欄のいずれかに該当したことを理由に免許を取り消された者（法人にあつては、当該取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日（以下「聴聞の公示日」）前60日以内に当該法人の役員であつた者を含む。）	当該免許取消処分の日	×	×	×
	(2) 左欄のいずれかに該当するとして免許の取消処分の聴聞の公示日から、その処分をする日又はその処分をしないことを決定する日までの間に法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散や廃止を理由に廃業等の届出があつた者（解散、業の廃止について相当の理由がある者を除く。）	当該届出の日	×	×	×
	(3) 左欄のいずれかに該当するとして免許の取消処分の聴聞の公示日から、その処分をする日又はその処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散や業の廃止を理由に廃業等の届出があつた法人（合併、解散又は業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の、当該公示の日前60日以内に役員であつた者	当該消滅又は届出の日	×	×	×
3 次表の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (※5)					
(1) 禁錮以上	×	×	×	×	×
(2) 次に掲げる法律の規定に違反し又は罪を犯したことによる罰金 ○ 宅建業法違反 ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 ○ 刑法の次の罪 第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行） 第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫） 第247条（背任） ○ 暴力行為等処罰に関する法律の罪	×	×	×	×	×
4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	×	×	×	×	×
5 免許の申請前5年以内に宅建業に関し不正又は著しく不当な行為をした者	×	×	×	×	×
6 宅建業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者	×	×	×	×	×
7 心身の故障により宅建業を適正に営むことができないものとして国土交通省令で定めるもの	×	×	×	×	×
8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	×	×			
9 事務所ごとに省令で定める数の専任の宅地建物取引士を設置していない者	×	×			

- ※1 主たる欠格事由は、簡略して記載してありますので、正確な内容は宅建業法をご覧ください。
- 2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいい、法定代理人が法人である場合においては、その役員を含みます。
- 3 「役員」には、役名のいかんにかかわらず法人に対し業務を執行する権限を有する方と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。
- 4 「政令使用人」とは、事務所の代表者で契約締結権限を委任された者をいいます。
- 5 「禁錮以上の刑に執行猶予が付いた判決が確定した場合」は、刑の執行猶予期間中は、「禁錮以上の刑に処せられた」ことに該当しますが、刑の執行猶予の言い渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは刑の言い渡しの効力がなくなるので、猶予期間の経過の日の翌日から他の欠格要件に抵触しない限り免許を受けることが可能となります。